

平成25年度第5回年金業務監視委員会

平成26年3月19日

【郷原委員長】 それでは、平成25年度第5回年金業務監視委員会を開催します。

今回、委員会を緊急に開催にするに至った経緯について、まず、私から御説明します。

昨年の12月6日に、今回の委員会に参考人として御出席いただいた方から、当委員会の委員に対し、「日本年金機構の時効の起算点の取扱いが民法166条に抵触するのではないかということ年金局に問い合わせただけけれども、抵触しないと突っぱねられた。この件について、年金業務監視委員会で取扱っていただけないか。」という連絡があり、それについての厚労省の見解等を確認いたしまして、その見解自体がこの参考人の御指摘のように、失踪宣告時の死亡一時金の消滅時効に関する法解釈として重大な疑問があると考えられました。

それに加えて、新たに判明した事情として、厚生労働省も2年前まではそれとは違う見解をとっていた。失踪宣告の場合の消滅時効の始期について、平成23年5月に疑義照会への回答の差替えという形で解釈を変更したということも分かりました。

それに加えて、当初のこの参考人の問い合わせ等に対する年金事務所の窓口での対応等についてもかなりの混乱が見られ、厚生労働省年金局側の回答も、その都度変わっているという面があると。

ということで、今回この問題は、単なる法解釈の問題だけではなく、この年金業務に関する問題、制度の運用に関する問題でもあるという認識を持ちまして、委員会で議論すべき案件と判断したものです。

本日は、この委員会に先立ちまして、参考人からヒアリングを行いました。まず、そのヒアリングで事実関係について述べていただきました。

この案件については、失踪後、おおむね8年後に失踪宣告の申立てが行われ、そして、失踪後約9年半で失踪宣告の審判が確定し、その後に死亡一時金の請求が行われたものですが、その手続をとるに至った経過としては、失踪宣告を受けた失踪者の死亡の手続のために年金事務所に行ったところ、年金事務所の窓口で死亡一時金の請求ができるので、是非請求してほしいと促されたと。そこで、死亡一時金の請求をしたのだけれども、その後、死亡一時金の請求書が時効を理由に返戻された。後日、事務センターに電話して、返戻の

理由を尋ねて、内部取扱いを送るように要求したが、内部取扱いは見せることができないと拒否され、内部取扱いを見たければ、情報開示請求をするように言われたということです。そして、(その後、再度請求手続を行った結果、) 死亡一時金請求の却下通知が届いた。

その前に25年の12月25日に年金局から回答が出されたわけです。この中で、「失踪宣告について、死亡一時金の受給権者は、普通失踪期間の7年が経過した時点でいつでも失踪宣告の申し立てをすることが可能です。また、失踪宣告がされれば、死亡とみなされた日から2年以内に死亡一時金の請求権を行使することは可能です。したがって、民法第166条に規定する権利が行使することができる時には、死亡とみなされた日と解されます」という厚労省年金局の見解が示されたということです。このような見解を前提にすると、死亡とみなされた日から、この事案については2年半経過しているわけですから、既に時効消滅しているということになります。

しかし、このような考え方は、全く不当であるというのが今日のヒアリングにおける参考人の御意見です。その一番ポイントとなるところは、そもそも債権の消滅時効の要件の一つが、債権の不行使であるのに、この失踪宣告を受けた事案での死亡一時金の請求については、失踪宣告によって死亡したとみなされた日、要するに、生死不明から7年たった時点では、死亡という事実が全く存在していないのだから、債権が存在していない。だから、債権の行使のしようがない。そのことからしても、明らかに不当な解釈であるというのが参考人の御意見です。

そこで本日は、この失踪者に係る死亡一時金の不支給の問題について、それから、年金に係る解釈変更の国民への周知の在り方について、この2つの議題で委員会の審議を行いたいと思うのですが、まず、失踪宣告の場合の死亡一時金の消滅時効の起算点の問題については、事前に厚労省から、いろいろ御説明を受けました。そして、結論としては、今、参考人のほうから、極めて不当であると言われている解釈をそのまま基本的には維持されるということを伺っています。

この点については、今日、非常に時間も限られていますので、説明をしていただくよりも、私のほうから確認をするということで時間を短縮したいと思います。

まずその前に、今の参考人からのヒアリングで事実関係について説明があったのですが、この点について、特に厚労省のほうで何かここは自分たちが理解していることと違うというような指摘があれば、先に聞いておきたいのですが。

【池上給付事業室長】 今、資料を拝見したばかりですので、全体にわたっての個別の

意見を申し上げることは難しいですし、それから、そもそも本件につきましては、社会保険審査官に対して審査請求がされている事案と承知しておりますので、事案の内容について、私どものほうから申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

【郷原委員長】 はい、わかりました。別に何もなければいいです。今の段階で言いたいことがなければ。

じゃあ、まず、確認なのですが、現時点において、厚労省としては、失踪宣告が出た場合の死亡一時金、遺族年金の消滅時効に関して、失踪宣告によって死亡とみなされた日が消滅時効の起算点になるという解釈をとっているということで、これは間違いないですね。

【池上給付事業室長】 はい、さようでございます。

【郷原委員長】 この失踪宣告によって死亡とみなされた日というのは、利害関係者、家族の申し立てがあって、家庭裁判所で調査を経て、審判によって、遡って過去の日に確定することになります。それにもかかわらず、その日から権利行使可能だったという見解ですね。

【池上給付事業室長】 はい。ちょっと説明資料を用意しておりますので、そこに触れながら……。

【郷原委員長】 とりあえず、結論を先に聞いておきたいのです。権利行使が可能だったという考え方ですね。

【池上給付事業室長】 その権利行使が可能であった日から時効が起算すると民法上はされておりますけれども、一方で、法律上の障害がある場合には、時効は原則として進行しないのですけれども……。

【郷原委員長】 いや、だから、権利行使だったと捉えているかどうかについて結論を先に言ってほしいということです。

【池上給付事業室長】 はい。法律上の障害を自ら除去することができるので、時効については進行すると考えて……。

【郷原委員長】 権利行使が可能だったということでよいのですね。

【池上給付事業室長】 法律上の障害を除去することが可能であったと考えております。

【郷原委員長】 それからもう一つ、先ほど参考人の意見にもあったのですが、この債権の不行使というのが、消滅時効の要件の一つになると思うのですが、この時点で、死亡とみなされた日から債権が存在しているという考え方ですね。

【池上給付事業室長】 その部分は、説明資料の2の4ページを御覧いただければと

思います。冒頭書いてございますとおり、消滅時効は、法律上の障害がある場合には、原則として進行しませんけれども、債権者の行為によりまして、法律上の障害を取り除くことができる場合には……。

【郷原委員長】 質問に対して教えてください。

【池上給付事業室長】 はい。

【郷原委員長】 債権が存在しているかどうかという問いをしているのです。

【池上給付事業室長】 その意味では、ちょうどその資料の下にある判例でもございませうように、これは支分権について争われたケースですけれども……。

【郷原委員長】 いや、結論を先に言ってほしいのです。結論を。

【池上給付事業室長】 はい。障害を取り除くことによって債権が行使できる状態になるのであれば、消滅時効が進行すると。

【郷原委員長】 いや、だから、消滅時効が進行するかどうかではなくて、債権が存在しているかどうかということをお先ほどから質問しているのです。

【池上給付事業室長】 はい。法律上の障害が取り除かれていない段階においては、消滅時効も進行しないし、したがって、債権を行使することはできない状態と思っております。

【郷原委員長】 いや、だから、債権は存在するのですが、しないのですか。

【池上給付事業室長】 債権、それは、法律上の障害を……。

【郷原委員長】 存在するかしないか、どちらかでしょう。存在するのか、しないのか、それを聞いているのですよ、それをはっきり教えてください。

【大西事業管理課長】 すみません。債権という言葉の意味にもよりますけれども、一時金の受給権という意味においておっしゃられているのであれば、その時点では受給権はないと考えられます。

【郷原委員長】 ないですよ。

【大西事業管理課長】 はい。

【郷原委員長】 はい。早く答えて、手短かに教えてください。時間がないのです。

【池上給付事業室長】 はい。失礼いたしました。申し訳ございません。

【郷原委員長】 今もちょっと触れられたように、年金の支分権と基本権に関する判例というものがあるんですね。月々年金がもらえる支分権と、そういう年金がもらえる基本的な権利、その関係について、まず、裁定請求をして、裁定をしてもらった上で、そして、

支分権としての権利を行使して、毎月の年金がもらえると。そういう建前になっているところ、裁定請求をしないで置いて、そのままずっと放ったらかしていた。その場合に、月々の支分権の毎月の年金をもらう権利が独立して時効にかかるのかどうかということについて、裁判所がそれは独立してかかるのだと。それはもう裁定請求してないとしても、請求さえすれば、月々の年金がもらえるのだから、時効は進行するという判例がある。だから、この失踪宣告についても、失踪宣告、申立てをしさえすれば、そして、失踪宣告の審判が確定すれば、死亡一時金の請求ができるのだから、そこから死亡とみなされた日から時効が進行するのだと、そういう考え方ですね。

【池上給付事業室長】 はい、そうなります。

【郷原委員長】 では、失踪宣告の制度というものがどのような制度なのかということと、人の死というものを法律上確定するということですよ。社会にとって非常に重要な制度だと思います。失踪者が帰ってくるのを待っている家族の心情、それを十分に考慮して、そして、しかも、家裁の審判という慎重な手続を経て、初めて人の死というものを確定しようというのが失踪宣告の制度です。

人の死については、脳死をめぐる議論などもありますけれども、まず、家族の意思、そして、調査を経た審判の手続、それを経て審判で失踪宣告が出されたときに、初めて死というものが現実化するわけです。そして、それが現実化して、初めて死亡一時金の問題になるし、大西課長も言われたように、まだ債権は存在してないわけです。そうであるのに、今の厚労省の見解を前提にすると、死亡一時金や遺族年金をもらいたければ、失踪者が帰ってくるのを待たないで、とっとと失踪宣告をすべしということを言っているように思えるのですが、そういう考えですか。

【池上給付事業室長】 今、委員長のおっしゃられたとおり、失踪宣告制度というのは、御家族の意思を尊重して、どのタイミングで申立てをするかということについては、正に御家族の意思に委ねられているということだと思います。一方で、年金制度におきましては、大量の事務を迅速かつ画一的に処理しなければいけないという要請もございますので、時効制度の趣旨ということも勘案いたしまして、特定の期限までに請求をいただければ、それについては、今回の場合は死亡一時金ですけれども、それを支給させていただくという取扱いをしてきたところでございます。

【郷原委員長】 年金事務の問題を今、聞いているのではないのです。

【池上給付事業室長】 はい。

【郷原委員長】 民法の失踪宣告の制度趣旨はそういうことだ。そして、今の厚労省の見解によると、7年間生死不明の人については、速やかに失踪宣告しなさいと、そうでなければ不利益を課すということを言っているのに等しいと考えられるのだけれども、それはそれでもいいという考え方ですね。

【池上給付事業室長】 その部分につきましては、法律上の解釈としては……。

【郷原委員長】 いや、だから、これも「はい」か「いいえ」で答えてほしいのですよ、結論を。そういう考えですね。

【池上給付事業室長】 法律上の解釈としてはそういうことになろうかと思えます。

【郷原委員長】 はい。これは事務上の問題というよりも、まさに失踪宣告という、この社会において人の死をどのように扱うかということに関する極めて基本的な問題であるだけに、そんなに事務ベースで勝手に考えるような問題ではないと私は考えます。ただ、厚労省がそういう解釈をとられるというのであれば、責任を持ってそういう解釈をとられればいいと思います。これは、田村厚労大臣までそういう判断をされているということですね。先ほど私が言ったように、死亡一時金、遺族年金をもらいたければ、失踪者が帰ってくるのを待たないでとっと失踪宣告すべしという考え方を、田村厚労大臣も了解されていると考えてよいのですね。

【池上給付事業室長】 はい。その点については、法律上はそういうような取扱いになるところでございますけれども、説明資料の最後のページをごらんいただきたいと思えます。7ページでございます。遺族年金につきましては、基本的には過去5年分、それから、将来に向かって裁定請求をすれば受給ができるというものでございますけれども、死亡一時金につきましては、請求権が時効にかかれば、遺族の方、何の給付も受けられなくなってしまふという結果が生じるところでございます。

改めて死亡一時金の設けられた趣旨ということを考えてみますと、その趣旨は掛け捨て防止ということでありまして、一定期間加入しましたけれども、年金給付を受けることなく亡くなった方に対して、せめて一定の金額を支給しようというものでございます。したがって、こうした死亡一時金の趣旨に鑑みまして、死亡一時金については、失踪宣告の審判の確定から2年間に請求があった場合には、時効を援用しないという考え方で運用を行いたいと考えております。これについては、省内で大臣まで御相談した上でこのような方針を考えているところでございます。

それから、平成24年5月以降の過去の事例についても、こういう考え方により対応した

いというふうにご考えてございます。

【郷原委員長】 審判の確定から2年間ですか。

【池上給付事業室長】 はい。

【郷原委員長】 ということは、確定時を基準にするという、元々の考え方に戻すということですか。ただ、時効についての考え方は維持して、時効の援用はしないと、そういうことですか。

【池上給付事業室長】 はい。遺族年金など、年金制度における死亡を理由とした給付全体の法解釈にも関わってまいりますので、法解釈自体については、平成24年5月の考え方を維持する考えでございます。

【郷原委員長】 では、法解釈については、同じ考え方で、死亡とみなされた日から消滅時効が進行するという考え方を維持するということですね。それについて、先ほど私が言ったような失踪宣告の制度趣旨からすると、国が失踪宣告を早くする人間は有利に取り扱い、なかなかしない人間は不利に取り扱うというのはおかしいという、そういうことも念頭に置いて、その上で、死亡とみなされた日から消滅時効が進行するという考え方をとられるということですよ。

【池上給付事業室長】 法解釈について……。

【郷原委員長】 はい。法解釈についてはそういうことですね。

【池上給付事業室長】 はい。

【郷原委員長】 わかりました。

【池上給付事業室長】 ただ、死亡一時金の趣旨に鑑みて、このような対応を……。

【郷原委員長】 そして、遺族年金については、特にこのような措置はとらないということですね。

【池上給付事業室長】 はい。遺族年金につきましては、時効の期限がそもそも5年と長いこと、それから、基本権については永続することなども勘案しまして、死亡一時金の特別の制度趣旨に鑑みて、このような対応をしたいと思っております。

【郷原委員長】 はい。ここまでのところは、結局法解釈の問題ですので、とりあえずは厚労省の解釈の確認ということにとどめて、特に委員会として議論すべき問題ではないのではないかと考えております。

むしろ、委員会として議論すべき問題は、これまでの経緯だと思うのです。この点については、参考人からもいろいろな指摘がありました。そういう経緯を遡って幾つか質問

していきたいと思います。

まず、そもそも2年前までこの消滅時効の起算点の考え方について、現在と違った考え方がとられていた。これ、間違いないですか。

【池上給付事業室長】 はい。そのとおりです。

【郷原委員長】 その時点では、審判確定時から消滅時効が進行するという考え方だったわけですね。

【池上給付事業室長】 はい、そうです。

【郷原委員長】 この考え方は、正しかったのですか、間違っていたのですか。

【池上給付事業室長】 当時の解釈としては、そのように理解していたところでございますけれども、ただ、その後、平成24年に日本年金機構のほうから……。

【郷原委員長】 いや、答えを簡潔に言ってもらいたのです。正しかったのか、間違っていたのか、どちらかでしょう。

【池上給付事業室長】 はい。当時の解釈としては、そのようなものとして正しかったのだと思っています。

【郷原委員長】 当時も正しかった？ 当時は正しかったのですか。

【池上給付事業室長】 その当時のその解釈については正しいと思っています。

【郷原委員長】 いやいや、当時は正しかったのですね。

【池上給付事業室長】 はい。

【郷原委員長】 じゃあ、当時のこの審判確定時から進行するという考え方も正しかったし、現在の考え方も両方正しいということですか。

【池上給付事業室長】 はい。年金制度全体を適切に運営するという観点から、必要な法解釈を行うことになるわけですが、平成24年は、所在不明高齢者の問題について対応を進めていく中で、長期間にわたりまして、老齢年金と遺族年金が重複して給付となる問題が生じるということがありました。それから、平成23年の10月には、先ほど少し御紹介した最高裁の判決も出ておりまして、そうした問題を踏まえて検討を行いまして、平成24年5月からの法解釈をお示しをしたところでございます。

【郷原委員長】 所在不明高齢者問題との関係について、ちょっと説明してもらえますか。どうして所在不明高齢者問題が原因となって、このように解釈に変更が行われたのかということ。

【池上給付事業室長】 はい。失踪された高齢者の老齢年金を御家族の方が受給し続け

ているという問題がございました。それについて、権利義務を確定するという観点から、御家族に失踪宣告をしていただくようお願いもさせていただいたところがございます。それで、失踪されてからかなりの期間が経過してから失踪宣告がなされたという場合に、今度は、御家族に対して遺族年金が出ることとなります。その遺族年金の時効の起算日がどうなるかという部分になるのですけれども、従来の消滅時効の起算日の考え方ですと、審判が出て初めて、過去の支分権についての消滅時効も進行するということとなりますので、老齢年金が給付され続け、それについては、過去5年分は返還を求めることはできませんけれども、それより昔については、お渡したままになります。一方で、かなり昔からの遺族年金が支給されることになると、これが二重給付の問題でございます。

【郷原委員長】 二重給付の問題と言われるのですが、二重給付ではない場合はどうなるのですか。要するに、老齢年金を家族が受け取っていない場合は、遺族年金だけをもろうこととなりますよね。その場合はどうなるのですか。

【池上給付事業室長】 はい。その場合にはそうなります。

【郷原委員長】 だから、その重複支給のときには不当な結果になるというのはわかるのだけれども、本来、それでは、この老齢年金を家族が所在不明なのにもらってもよいのですか。所在不明だということをきちんと申告したらもらえないのではないですか。

【池上給付事業室長】 不明だということがはっきり確認できれば、年金の支給を差止めすることになります。

【郷原委員長】 ということは、違法に老齢年金をもらい続けていた人がたくさんいて、それについては返してもらえないから、逆に、本来、元の解釈であれば正当にもらえたはずの遺族年金のほうを時効でもらえなくしてしまおうと、そういうことではないのですか。

【池上給付事業室長】 失踪しているか否かということを実際上確認するのはなかなか難しいという状況がございます。それで、現在は、住民基本台帳……。

【郷原委員長】 いやいや、難しいかどうかの問題ではなくて、今、言っているように、本来はもらってはいけないのでしょう、所在不明の人の年金は。本来もらってはいけないものをもらっていた人がいて、それを見つけれなかった。だから、今さら返してもらえないといって、その遺族年金を元々もらえる人の権利を奪うことはないのではないのですか。

【樽見年金管理審議官】 正に委員長おっしゃるように、元々早く亡くなっている、あるいはもらう権利がない方の老齢年金については、そもそも受け取られるのがおかしいということになりますので、不当利得という形で、本来は返していただかなければいけない。

ただ、これは正に国の会計法の時効の問題があって、5年間しか返してもらえないという問題でございます。

ですので、今、申し上げていますのは、それを返してもらえないから、こちらのほうを止めるという、そういう、お金がもったいないので、こっちでというようなことではなくて、要するに、実はこの失踪宣告のようなケースについて、結局審判の確定まで時効が進行しないとした場合、実際に死亡したとされるときから、場合によっては何十年も後になって、遡って権利関係を確定しなければならないという事態が生じます。これは年金制度において、時効という制度を設けているということとの関係ではどうなのかと。

つまり、年金制度において時効という制度を設けておりますのは、画一的に大量に給付をするというこの要請の中で、できるだけ物事の起きたときから時間を置かずに権利関係を確定していきたいと、そうすることによって間違いをなくしたいということが、年金制度において時効という制度が置かれている理由だと考えています。

そういうことからすると、こういう二重給付の問題が生じてしまうということに端的にあらわれるように、失踪宣告の場合に、審判の確定まで時効が進行しないということにすると、そもそも年金制度において、時効という制度を置いている趣旨からすると、こういう何十年も権利関係が確定しないという解釈というのは、やはり適当ではないのではなからうかと。したがって、死亡とされる日から時効が発生すると考えるほうが、年金制度の時効の起算点の解釈として合理的ではなからうかと、そのように理解しています。

【郷原委員長】　そういうことは厚労省だけで決められるのですか。法律に従って権利がある人のそのような権利を、厚労省がこちらのほうがよいということで、勝手に奪えるのですか。失踪宣告の制度上は、10年でも、20年でも待ち続けてよいのですよ。それで遡って死亡にしてもらえるのですよ。民法はそういう制度になっているではないですか。それが人の死をめぐる制度ですよ。それを長い間不安定な状況に置かれるのがいけないというのであれば、それは失踪宣告の制度そのものも見直さないといけないですよ。

もし、本当に20年、帰りを待ち続ける人がいたら、20年後になって失踪宣告を出して、13年前に遡って遺族年金をもらえるのが当たり前ではないですか。もちろん老齢年金をもらっているかどうかは別ですよ。老齢年金をもらってないとすれば、人が亡くなったわけだから、年金受給者が。その何がいけないのですか。そんなに長い期間にわたって、遺族年金をもらえないようにするというのが厚労省の行政ですか。勝手に、しかも、国民には何にも知らせないで。

【樽見年金管理審議官】 勝手にというお話でありましたけれども、年金制度のその考え方ということから、この時効の起算点をどのように考えるのかということについては、いわば制度を所管し、運用しております私どものほうで考えるべき事項であると思っています。

その結果として、おっしゃるように、ずっと待っていたという場合に、昔のところが時効にかかるという結果を生じるということですが、ここは恐縮でございますが、正に年金制度における、事柄の発生から時期を置かずに給付を確定していくという要請と見地からの考え方ということになるのだと思います。

【郷原委員長】 それじゃあ、次……。

【樽見年金管理審議官】 ただ、例えば厚生年金の遺族年金の場合ですと、御家族、扶養されていた奥様が、何十年か経った後に失踪宣告を申し立て、宣告が出されても、先ほど私どもの資料の最後にありましたように、過去5年分と将来に向かっての遺族年金の受給権というのは発生するわけです。もちろん5年分より前が消えてしまうと、そこが酷ではないかと、そういう議論は大いにあると思います。けれども、そこはやはり年金制度において、そのような事柄の発生から、ある程度の時期を置かずに物事を決定していくということ、それによって、例えば先ほどの老齢年金との給付の調整につきましても、結果的に図られるわけでございます。

ただ、そのときに死亡一時金だけは、正に制度の趣旨が生活費を支えるというものでなくて、掛け捨て防止という、できるだけわずかの金額だけれども、お支払いをするという考え方になっているものですから。かつ、この死亡一時金については、そういうことで実は時効が5年ではなくて、2年になっているという経緯もございますので、正に時効の考え方について、死亡一時金についてだけは、給付の性質上、扱いを変えるということにさせていただいたらいいのではないかと考えております。

【郷原委員長】 時間の関係もありますから、もう一つの問題です、それに関連する。

そうすると、場合によっては、遺族年金の受給資格があった人にとっては、相当な金額の権利が奪われるわけです、その厚労省の解釈変更によって。それは一体どういう手続で行われたのですか。省内でどういうレベルでの検討を経て、どのようにして年金機構に対してそれが通知されたのですか。

【池上給付事業室長】 はい。そちらの経緯のほうでございますけれども、日本年金機構から24年1月30日に照会をいただきました。それにつきまして、当時、事業管理課の室

長まで相談して回答していたと認識してございます。

その法律解釈につきましては、制度を所管する立場から、行政運営上の基準を定めるということでございますので、その観点から、解釈を行うことは適当だと考えておりまして、民法を所管する法務省にも見解をお伺いしましたけれども、各行政法における時効の取り扱いについては……。

【郷原委員長】 いや、その当時どういう手続で決めたかということしか聞いていないです。

【池上給付事業室長】 はい。失礼いたしました。

【郷原委員長】 はい。室長限り、室長以下だけで決めたということですね。それで、機構に対する文書は、誰の名前の文書ですか。

【池上給付事業室長】 機構に対する文書は、課長補佐までの名前になっております。

【郷原委員長】 機構に対する疑義照会の差替えは専門官じゃないのですか。

【池上給付事業室長】 はい。専門官の名称と、それから、その下に確認を行った補佐の名称が書いてございます。

【郷原委員長】 では、補佐、専門官レベルの文書で機構のほうに指示をしたということですね。室長以下しか知らない。室長以下で検討した結果を補佐、専門官で通知したと、そういうことですね。

【池上給付事業室長】 はい。

【郷原委員長】 そこで、その問題は、先ほど参考人からもいろいろ指摘があったように、今回の問題についても、年金機構の現場で、最初は、死亡一時金をもらえるから手続をなささいと言って丁寧に教えてもらった。それで、実際にその請求をしてみたら、今度は書類が返戻された。厚労省に聞いたら、いや、もう時効だからもらえない。どうしてなのかと言ったら、教えてもらえない。その内部文書は行政文書の公開でとってくれと。少なくとも機構のほうでも、全然そういう趣旨は徹底されてないのですが、機構のほうではどのように考えられているのですか、このような現場の問題、解釈変更について、どのような周知が図られているのか。

【大澤理事】 日本年金機構の理事の大澤でございます。

私どもでは、疑義解釈等の変更等がございました折りには、各地方への指示依頼と申しております事務連絡によりまして、その解釈変更内容について周知徹底を図り、また、マニュアルにおきましても、そのような変更内容を入れるようにしており、そういう手段で

周知を徹底しております。個々のケースについて言えば、周知徹底していないのではないかという問題が全くないとは言えないわけですが、私どもといたしましては、制度としてそういうやり方で周知徹底を図っているということでございます。

【郷原委員長】 周知が十分ではなかった。そのような重大な変更が行われているのに、国民に対する周知が何も行われてなかったことについては、厚労省はどう考えているのですか。

【池上給付事業室長】 今回の件における一般への周知ということでございますけれども、この解釈変更に係る事案が、失踪宣告という限定されたケースに関するものであること、それから、従来の解釈が必ずしも一般に広く知られているということはございませんので、行政内部での周知にとどめたというところでございます。

ただ、今回御指摘もいただいているところでもございますし、今後、定める基準の周知につきましては、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

【郷原委員長】 限定的な問題で、しかも、それまでの扱いについて知らせてないから、変えるのも知らせなくてよいという、そういう考え方ですか。

【樽見年金管理審議官】 今の「これまでも知らせていないから、知らせなくてよい」という言い方は、ちょっと不適當だと私も思います。率直に申し上げて、このようなケースというものが、数があまり多くないということで、当時そのような判断をしたのだらうと思います。

ただ、一般論で申しますと、こういう解釈変更によって、国民の権利義務に影響を及ぼすというようなものについては、委員長がおっしゃるように、必要な周知ということに我々もしっかり意を用いていかなければならないと思います。

このときは、特に失踪宣告に絡むということで、まさに影響が非常に限られるということでの扱いであったと思いますし、それが間違いだったかという、そこまで言えるかどうか、私も今、はっきりと申し上げられませんが、少なくともこれからはしっかりと意を用いていきたいと思っております。

【郷原委員長】 数が少ないと言われるけれども、裁判所の統計によると、失踪宣告と取消というのは、年間2,500から3,000あるのですよ。おそらく大部分が失踪宣告ですよ。1年間でそれだけですよ。それでも、少ないのですか。

では、厚労省はどういう問題については、数が少ないから知らせなくてもよいと考えるのですか。

【樽見年金管理審議官】 率直に申し上げてなかなか難しいと思います。そこは一概に幾つであったらということではないので、正に今、御指摘いただいているのは、厚労省の中だけで予断をもって判断するのではなくて、一般の方々に対する影響ということをよく考えろということだと思いますので、そのように受けとめて対処していきたいと思います。

【草野委員】 窓口に行って、そもそも自分にその権利があるのかないのかを確かめる術もないという状況は、やはりまずいですよね。この問題が発覚して、今日、そちらから回答いただきましたけれども、この間にも、ホームページ上にそういう情報を公開することもできるわけですが、やっぴらっしゃるのですか。つまり、一律でない対応によって、行使できる権利がその都度変わるとするのは、やはりまずいですよね。だから、この委員会でこういう回答をいただけるのも、経緯としてはあるのしょうけれども、それをまずいと思っぴらっしゃるのであれば、なぜホームページ上でも何でも、一般の国民がアクセスできるような手段を今の時点でおとりにならないのかが疑問です。

【樽見年金管理審議官】 実は、このような解釈について、やや大ざっぱに言いますと、昔は、いわゆる通知集みたいなものを出して、それで周知を図ると同時に、当時はホームページなどは、あまりありませんでしたけれども、少しずつそのようなところに出していくということをやっていたわけです。年金記録問題、それから、その前の特に社会保険庁についてのいろいろな問題がありましたけれども、そのときに、そういう出版物とか、法令通知集とか、そういったものを出すのも全部やめてしまったということもあるのです。それは言い訳にできませんが、そういう中で、それをもう一遍周知のものとして作っていくということまで、率直に申し上げて、十分手が回っていないということだと思います。

ホームページにこのような解釈について載せるというのは、実は機構のほうでやっぴらただいておっぴらして、順次載せているということなんですが、数が多くて間に合っぴらないということだと思います。

【草野委員】 それは先ほど御説明をいただいたのですけれども、それはそれでいいのですかという話ですよ。間に合っぴらないの、今、順次やっぴらおっぴらしているというのは、やはり現時点でその権利を行使しようとする人にとっては、大変な不備なわけですから、そこはどうなさるのですかね。

【大澤理事】 御指摘いただっぴらおっぴらますように、今回の疑義解釈変更については、審議官がおっぴらしゃったように、作業が間に合っぴらなくてできなかったということでありまっぴら。私ども、大変申し訳なく思っぴらおっぴらして、できる限り作業をスピーディーに進めまっぴら、

解釈変更があった場合には、ホームページを通じた一般国民への周知について、これからは努力をしてまいりたいと思っております。

【郷原委員長】 その内部取扱いは、生の形でホームページに出すのですか、そのまま。何か先ほど参考人の話では、その内部取扱いを出してよいような形で加工して出そうとするから手間がかかって、膨大なホームページ公開予定のものが全然出せていないということのようではけれども、どうですか。

【大澤理事】 私どもの事務連絡は非常に技術的といえましょうか、事務を取り扱う者には分かるのですが、例えばいろいろな引用をしたりするものですから、一般の国民の方がそれだけを見たとしても、よく分からない場合がままありますので、分かりやすい内容に改める作業に手間がかかっているというのが率直なところでございますけれども、それも言い訳になりますので、できるだけ早く分かりやすい表現で周知を図りたいと思います。

【郷原委員長】 手間がかかるのであれば、今後も、開示されるべき情報が開示されない状況はずっと続いていくことになるのではないですか。必要であれば、予算措置を講じて速やかな情報公開をしないとイケないのではないですか。

【大澤理事】 それは、この委員会で御指摘もいただいたこともありますので、機構内部で十分検討させていただきまして、必要な体制をとらせていただきたいと思います。

【吉山委員】 すみません。内部での情報の伝達についてお尋ねします。

今、ちょうど話が出ていたところではけれども、説明資料2の2ページのところで、この③の年金局の回答のところの最後に、平成24年5月1日に、各ブロック本部及び各年金事務所宛てに事務連絡を発出とあります。先ほど、量が少ないから云々という話が出ていたのですが、この発出は、どのようなレアケースであろうとも発出しているということでしょうか。

【大澤理事】 ここで書かれております24年5月1日の事務連絡というのは、日本年金機構本部から各地方のブロック本部、各年金事務所の実務担当者に対して示す事務連絡でございますので、これは全てのことをいたしませんと現場が動きませんので、これはもう全て。

【吉山委員】 はい。そうしますと、それは各年金事務所、または街角の年金相談センターの各職員に全部内容が通知されるべきということで通知しているのでしょうか。

【大澤理事】 もちろんです。

【吉山委員】 で、それが、何か各職員には伝わっていない様子なのではけれども、日

にちに関してお尋ねします。24年5月1日に発出したものについて、その事務取扱いをいつから実行するのでしょうか。

【向山年金給付部長】 取扱いを定め、通知をしたその日から、原則として取扱い……。

【吉山委員】 その日からですか。

【向山年金給付部長】 はい。

【吉山委員】 例えばその日の朝、朝礼をして、全職員に知らしめるということでしょうか。

【向山年金給付部長】 実態は多少異なりますが、多くの事務所では、一般的に指示依頼の内容等については朝礼等で周知を図っているということでございます。

【吉山委員】 朝礼等で。

【向山年金給付部長】 はい。

【吉山委員】 ということは、もしかしたら、タイムラグがあるかもしれないということでしょうか。

【向山年金給付部長】 それはないことはないかもしれません。

【吉山委員】 午前中に手続きしたら通ったけれども、午後だったらだめと言われたというケースもあるということですね。

【向山年金給付部長】 機構の事務処理といたしましては、受付は基本的に年金事務所で行い、審査業務は事務センターで行うというたてつけになっておりますので、窓口の受付時ではタイムラグがあり、従来の解釈での説明をしていた場合があるとしても、事務センターの処理においては、実施時期を合わせてこの指示依頼の内容に基づいて処理をしているという形で……。

【吉山委員】 国民の方々への周知ということもそうなのですけれども、普通何か変更があったときには、通知したその日からというのは無理が生じると感じるのですが、いかがでしょう。

【向山年金給付部長】 このように厚労省の判断ということが出た結果として運用するというのでございますから、周知にそんなに時間をとる必要はない。もうその方針が出たら、即座に実施をするという考え方でございます。

【吉山委員】 例えば変更があったら、周知徹底をし、1カ月後から実施とか、そういう取扱いはなさらないのでしょうか。

【大澤理事】 内容が、利益変更になるのか、不利益変更になるかにもよると思うので

すが、利益につながるものをあまり1カ月、2カ月と置くのはどうかということで、即日施行ということをやっておりますけれども、委員がおっしゃるように、現場への浸透のタイムラグを考えますと、そこはいささかどうかという面はあります。一方では、例えば制度を変えるとか、そういうときにはもちろん周知期間を置いて、準備をさせて施行するというようにしておりますけれども、この場合は、従来の疑義解釈を変更して有利に改めるということであれば、なるべく時間を置かずに施行するというので、このような取扱いをしてきたということでございます。

【郷原委員長】 有利に改めるのですか。この場合は不利益変更じゃないですか。

【吉山委員】 不利益変更の場合はどうですか。

【郷原委員長】 この前、事前説明に来られたときに、樽見審議官が言われていたように、従来の厚労省の考え方は、不利益変更は遡及しないから、それに、申し出ても、利益になって何かもらえる人が誰もいないから、周知する必要はないと考えていたと。逆に利益な変更であれば、それによって申し出てもらったら、お金が出せるから、だから、周知すると考えていた。これが厚労省の一般的な考え方だったということのようなのですが、それは根本的に間違っているのではないですか。

【樽見年金管理審議官】 すみません。ちょっと説明が足りなかったかもしれないのですが、私は、不利益変更なので遡及せずという扱いにしましたという御説明を申し上げたと思っているのですが、周知についていうと、それは不利益なので周知しないと申し上げたつもりはなくて、周知については、先ほどお話が出たように、これも御批判あるかもしれませんが、こういうケースについては非常に数が少ないということで周知をしないということだったと認識をしています。

ただ、正に遡るかどうかという問題についていうと、これは、このときに、いわば不利益に変更することなのだけれども、それが本来であれば、遡って適用するかどうかという議論があるのですが、これについては、遡っては適用しないと。その前に権利を得ている方については、そのままにするという整理をしたということでございます。

【草野委員】 私、ちょっと失礼しなければいけないので、よいですか。

先ほどの公開に関して、ホームページ上に公開するには、事務的に伝わる用語を変えなくてはいけないという話があるということですが、そうであれば、最初から公開できるような言葉で事務通知されたらどうでしょうか。二度手間にもなるし、そこに予算をかけることは、それこそ、もったいない話ではないかなと思うのですが。

【大澤理事】　そこは非常に悩ましいところでございまして、正確性と迅速性というのはやや矛盾する面がありまして、正確に物を書こうとすると、どうしても誤りがあるとはいけないということで、厳密に引用される法令から何やら全部立てますけれども、ただ、その分かりやすさがよいのかと言われますと、また違う次元で考えていかなければ、例示を挙げるにしても、例えばこういうことだと申し上げたほうが分かりやすいと思いますが、それを厳密な事務連絡にそのまま入れてしまいますと、それだけなのかということにもなりかねませんので、その辺りはバランスを取りながらやるという面はあります。ただ、今回の御指摘もありますので、なるべく迅速にできるように、どういう工夫ができるのかということは考えてみたいと思います。

【郷原委員長】　ここで草野委員は、所用により退席されます。

【樽見年金管理審議官】　今のお話で、私どもと年金機構の間で疑義照会のやりとりをするのですが、今、いただいたような分かりやすくということをちょっと念頭に置いてお答えをするという工夫はあるかなと思いましたが、それを胸に置いて対応したいと思います。

【郷原委員長】　先ほどからの説明によると、この失踪宣告の場合の消滅時効の起算点については、それが室長以下の判断で考え方も大きく変わり、その後、今回の我々年金業務監視委員会からの指摘の後も、再三にわたって考えが変わっているのですよ。このような、重大な国民の権利への影響があるような解釈変更をこれまでのようなやり方でやったのでは、これは全く国民に信頼してもらうことは不可能だと思うのですよ。今までどういふところに問題があり、今後はどうしていくということをきちんと検討して報告してもらう必要があると思いますけれども、どうですか。

【樽見年金管理審議官】　今回のこの解釈変更の経緯と、その時の考え方について整理をして、それから、確かに周知については、不十分だったところがあるのかなという感じもいたしますし、また、特に今回の御指摘をいただいて、先ほどの資料でありましたように、死亡一時金の場合についても一度考えたということもやりましたので、そうした経緯について整理をして、御報告させていただくことはできると思います。

【郷原委員長】　もう少しはっきり言ってもらいたいのですよ。何を具体的にどのように検討して、どのように回答してもらえるのか。これまでのやり方のどういう点に、どのような問題があったのかについて、まずは検討するのですか。

【樽見年金管理審議官】　そういうことでいいますと、この消滅時効の起算日の考え方

につきましては、私どもは、正に今日の説明資料でお出ししているような考え方でおりますので、これを再検討して、いつまでにお出しをするということは考えておりません。

【郷原委員長】 そのことではなくて、これまでの変更の経過に問題があったと考えていないのか。変更の検討の経過と周知についての判断の経過と、今日説明してもらったような経過について、問題があったとは考えていないのかということです。

【樽見年金管理審議官】 そういうことでいいますと、解釈の変更の経過については、年金機構とのやりとりの結果として、このように解釈を変更したということでありまして、また、それが室長までの判断であることについて御指摘をいただきましたけれども、これは、いわば、法の解釈について課のレベルで基本的には完結する話でございますので、そういうことも含めて、端的に申しますと、問題があったとは思っておりません。

周知については、そのときにどの範囲で周知をするかということについてどのような議論をしたのか、それが周知として十分だったのか十分でなかったのかというところについては、もう少し調べてみるということはあると思っています。

【郷原委員長】 あると思うのではなくて、何をどうするのかということを知っているのですよ。

【樽見年金管理審議官】 正にその周知の範囲をどのようにするか、どういう方法でやると決めたかについて、当時の判断の経過を我々の内部で確認をし、検証すると。それから、さらに、こういう国民の権利義務に影響が出るような解釈変更について、どのように周知をするべきかということについて、今回の経緯を踏まえた私どもの考え方を整理してお示しすることはできると思います。

【郷原委員長】 それを報告してもらえるとということですね。

【樽見年金管理審議官】 はい。

【郷原委員長】 その検討結果を。

【樽見年金管理審議官】 はい。

【郷原委員長】 どうぞ。

【村岡委員】 今、日本年金機構のホームページを拝見しているのですがけれども、結論を言うと、今、改善しますとおっしゃっていますけど、先ほど草野委員もおっしゃったように、一般の国民が理解できるように改善するというのは、すごく人手と手間をかける決心をされないと。今、出ているもので、みんな分かるでしょうと言われても、まず、分からないと思います。しかも、おっしゃっているように、出るのが随分遅いですよね。だから

ら、改善を検討しますとおっしゃるのはよいのですが、相当な決心をして改善を検討されると理解してよろしいですか。

【薄井副理事長】 今、ホームページを御覧になっているということですがけれども、ホームページには、いろいろなパートがあるのですね。制度の概要を紹介するようなところ、それから、Q&Aのようなところ……。

【村岡委員】 ですから、フロントのところは分かりやすいです。

【薄井副理事長】 それから、疑義照会という、今回のようなものをお示しするところがあります。疑義照会については、先ほど来、申し上げていますように、今は、主要なものを掲載しています。ただ、その作業的なところで追いついていないというところがありますけれども、先ほど樽見審議官が申し上げたように、通知集等が現実にはございませんので、それに代わるものとして、できるだけ、このホームページで示す。

ただ、法令用語等、かなりテクニカルなものもありますから、それをどのようにお示するかという部分はあろうかと思っております。

【村岡委員】 検討するとおっしゃっていますから、検討はお任せしますが、今、いろいろ検索してみたところ、相当のノウハウがないとそういう情報、データに行き着くこともできないと、私は思います。よろしく願います。

【岸村委員】 話を元に戻すわけではないのですが、一つ確認したいのです。死亡一時金を国民の皆さんが請求する窓口というのは、年金事務所だけなのでしょうか。

【池上給付事業室長】 年金事務所以外に市町村もあると認識してございます。

【岸村委員】 そうですね。今の議論の中で、やはり解釈に関するいろいろな伝達その他について、全く市町村が出てきていないというのが非常に不思議ですし、これについて私は、ただ忘れていたというよりは、何となく眼中にないかのような印象を受けました。この制度をみんなで運用していこうという意味でいくと、立場はちょっと違いますけれども、社会保険労務士さんも、いわゆるこの制度を正しく運用していこうという一員ではあると思うのです。そういう意味では、先ほどのヒアリングで話があったように、どういう解釈の伝達が行われたのかを見せてほしいという場合に、情報公開請求の手続が必要だと。そこにやはり、あるべきでない壁がある。これがいろいろな意味で問題を起こしており、そういう連鎖が起きていく原因にもなっているのではないかと思うので、その辺り、今、すぐどうするという事はないとは思いますが、どのような人たちがこの制度は運用されているかということをもう一度よくお考えになったほうが、今後のためによいと思

うのですが、いかがでしょうか。

【薄井副理事長】 私どもの仕事に、例えば社会保険労務士さんがそれぞれ事業主さんの立場、あるいは個々の国民の立場でお関わりいただく、それから、国民年金について申し上げますと、市区町村にいろいろお願いしているということで、そういうところにあるいろいろな制度改正、あるいはそのような事務の取扱いも含めて、私どもやっていることをよく御理解いただいて、いわば一緒に仕事をしていくというのは極めて大事だと思っています。そういう観点から、より分かりやすく情報を伝えることをどのように進めるかということについて、よく検討していきたいと思えます。

【郷原委員長】 よろしいですか。

【片桐委員】 今までこの委員会において、このような形でいろいろなお話をお伺いしてきたわけですが、私の感想としては、機構の皆様も、本省の皆様も非常に一生懸命がんばっているいろいろな問題に取り組んでくださっているということはとてもよく理解できます。こういった問題というのは非常に複雑で、レアなケースというものの、たくさんものが積み重なっているような問題がたくさんあるのだろうということが想像できます。そこで、このような難しい問題というのは、やはり制度全体を総合的に、かつ本質を外さずに勘案していくという必要性が多分あるのだろうという印象を持っています。

そういった場合に、岸村委員がおっしゃったように、あまり抱え込むということではなくて、できるだけ国民全体をうまく巻き込んで、できればそのようなことを体制として整えた上で、いろいろな外部の人間の意見を取り込んで、取り入れていったほうがいいのではないかという感想を持ちました。

以上です。

【郷原委員長】 そういう意味では、今、おっしゃったように、非常に複雑な問題で、全体的な調整を図らなくてはいけないから、いろいろなところで判断を重ねていく必要がある問題もたくさんあると思うのですよ。そして、多くの問題については、それについて適切な判断が行われているのだろうと思うのですけれども、しかし、その最終的な判断がどのレベルで行われ、そして、どのようにチェックを受けるのかということを考えていかないと、もし、そこで間違いが起きた場合、その間違いも、顕在化する間違いと顕在化しない間違いがあるのですよ。今日出てきたような問題というのは、周知が十分に行われていない。しかも、現場であまり職員が理解していない。そのような状態で仮に年金の現場の運用が行われているとすると、そもそも年金受給者、国民の側は、問題に気付かないま

ま権利を失っているかもしれないし、そういう問題というのは全然表に出てこないのですよ。事務処理誤りにもならないのですよ、顕在化しないので。だから、そのようなやり方自体に対するチェックがどうしても必要だと思うのですよ。そんなに間違いだらけだというわけではなくて、間違いが起きたときのためのチェックは必ず必要ではないかと思うのですけれども、そういう意味で、今までのやり方があまりに内部的な手続に完結してしまっていて、外部からのチェックが図られていないということだったのではないかと思うのですが、そこはどうか。

【樽見年金管理審議官】 その内部的なチェックということでは、例えば私どもは、これに即して、例えば法令の解釈をどのようにやるのかということでは、それぞれの担当課で、具体的にいうと、年金局の場合には、年金の法律の解釈そのものは年金課になりますが、個々のケースに何をどう当てはめるのかということを中心にしてやってきた。その法令の解釈の権限というところについては、いわば、そこで完結するけれども、実際問題としてそれを運用していく中で、一つは、年金事務所の現場のほうから、こういう運用だと、大変不都合が起こるといような声がかかる。それから、市町村からもそういうような連絡をいただくことがある。そこは、市町村との連携が、年金機構の体制になってから悪くなったという声も率直に聞かないではないので、そういうところを何とかカバーしていくように我々も努力したいと思います。

それから、実際の運用において、違っているのではないかというところについては、本件も同様ですけれども、社会保険審査会、あるいは審査官による不服審査というのがある。それから、さらに言えば、日本年金機構の中でも運営評議会があり、それから、社会保障審議会での年金機構評価部会があるという形の中で、いろいろ御意見をいただきながらやっていくということだろうと思いますし、同時に、いろいろな形で私どもに寄せられる声がございます。年金機構がスタートしたときにも、年金機構のほうでもいろいろな形で、例えば一般の方からの声も寄せられますし、苦情の類いもありますし、機構のほうへ寄せられるものもあれば、厚生労働省へ寄せられるものもあり、定期的にそれを束ねて、私どものほうでも中で見るということもやっておりますので、そのようなことが、いわば、私どもの運用に対する重層的なチェックという形になろうかと考えています。

【郷原委員長】 年金事務所の現場での声がどうなのかということについて、吉山委員のほうで、どうぞ。

【吉山委員】 はい。今、もう既にお気付きのようなのですけれども、この処理はおか

しいとか、これはどうなっているのだという声を年金事務所の現場でよく耳にします。事務の取扱い、その他も、機構から、もしくは厚生労働省のほうから連絡がこない。内部で判断するしかないということがよく聞かれてきますので、今回の件もそうですが、現場ではある程度おかしいと気が付いていたと思います。その意見をもっと吸い上げて、何がおかしいのか、何を直さなくてはいけないのか、どこに足りない部分があったのかということ、もう少し耳を傾けて聞いていただかないと、今後、さらにまた大きな間違いをなさるのではないかと思います。

現場との意見交換会等はなさっているのでしょうか。

【水島理事長】 現場からいろいろな意見を聞くというそのルートは、制度的に幾つかのルートでございまして、職員提案制度というものがございます。それからもちろん、疑義照会を受け付ける制度もございます。それから、理事長の声というところに、私宛てにいろいろな意見を寄せていただくというようなケースもございます。それから、各理事は、手分けしてかなり現場を回っておりますので、そこで必ず意見交換を行います。その中では、今、おっしゃいましたような事例についても吸収をしてきているという実態でございまして、私の実感では、制度の運用等に関しましても、極めて率直な意見が寄せられると思っております、それに対して、私どもとしては、迅速に対応するように努力をいたしておりますが、ただいま御指摘をいただきました問題についての対応が極めて遅くなっている点は、誠に申し訳ないと思っております。これに対しましては、私の責任で早急に解決するようにいたします。

なおかつ吉山先生がおっしゃいますように、現場にそのような意見があるとなれば、私どもとしてより一層努力をしていかなければならないと思っておりますので、さらにその意見吸収のあり方も含めて見直しを行っていきたいと思っております。

【吉山委員】 今、おっしゃっていただいたことを、今後期待しているところですが、縦関係だけではなく、横関係の連絡も密にとっていただきたいと思っております。というのは、年金事務所によって、処理とか添付書類の扱いが違うということが多々見受けられますので、同じマニュアルで同じように、均一に公平に取り扱っていただきたいと思っております。お願いいたします。

【水島理事長】 その点に関しましては、私どもも把握をしている点がございまして、これに関しまして、順次是正を図っているところでございまして、そのために事務センターの統合等も含めて、より一層の事務の統一を図ってまいりたいと思っております。

【吉山委員】 お願いいたします。

【郷原委員長】 時間も残り少ないので、確認をしておきたいのですが、まず1つは、今回出してこられたこの死亡一時金について、審判の確定日から2年間の間に請求されたものについては、時効を援用しないという考え方は、私は全くおかしいと思います。失踪宣告の趣旨を没却することは全く変わらないと思いますけれども、取扱いは従来と同じになるわけですね、死亡一時金については。

【樽見年金管理審議官】 はい。

【郷原委員長】 ということは、2年前のあの疑義照会の差替えをまた差し替えることになりますよね。

【樽見年金管理審議官】 はい。

【郷原委員長】 今度は、利益変更ですね。

【樽見年金管理審議官】 そういうことになりますね。

【郷原委員長】 とすると、国民に対して、このように利益変更したと、2年前の取扱いを変更したので、その間に請求を諦めた人とか、その機会を失った人とかは、是非申し出てほしいとい周知を直ちに行わないといけないと思うのですが、それ、いつやるのですか。

【樽見年金管理審議官】 これについては、いつということはちょっと今、はっきり申し上げられませんが、正にこういう方針でやると決めましたので、できるだけ早くそこは行っていきたいと思います。

【郷原委員長】 どういう形でやるのですか、それは。

【大西事業管理課長】 具体的にまだ決めておりませんが、例えばこの間に不支給決定の通知をしている方には個別にお知らせをしますとか、あるいは解釈の一般論につきましては、ホームページに掲載するとか、そのようなことを、できるだけ今から知恵を出してやりたいと思います。

【郷原委員長】 しかし、不支給決定までいっている例というのはそんなに多くないと思うのですよ。むしろ、周知が不十分だったことを問題にしているのですけれども、逆に周知が十分に行われているところであれば、あなたは最初からだめですよと言われて、そのまま諦めている人が多いのではないですか。ですから、不支給決定をした人に通知するとか、そのようなことだけでは全然足りないし、ホームページなんか誰も見ないですよ。きちんと厚労省として、マスコミを通じてでも、こういう間違いがあって、今まで不適切

な扱いしていたということを世の中に公表して、この間に権利を失った人は申し出てほしいということを行わなければ駄目ではないですか。

【大西事業管理課長】 はい。プレスリリースなどについても検討してまいります。

【郷原委員長】 それから、今回、我々年金業務監視委員会で最初に照会したときの回答とは全然違う取扱いになったのですけれども、これはもし年金業務監視委員会からこういう指摘がなければ、従前どおりになっていたと考えてよいのでしょうか。

【池上給付事業室長】 そこは先ほど年管審からも申し上げましたけれども、審査請求、それから、審査会での御検討というのもあろうかと思えますし、それ以外にも、きちんと国民の皆様からの声なども聞きながら、対応していくべき事案であろうと考えてございます。

【郷原委員長】 「対応していくべき事案」ではなくて、今までそのようにして審査会などで意見が出て、考え方を今回のように変えた事例があるのですか。

【池上給付事業室長】 はい。ございます。

【樽見年金管理審議官】 具体的に申し上げられませんが、あると思います。

【郷原委員長】 少なくとも今回はこの監視委員会でこの問題を取り上げて、事前に相当その点についての意見を聞いた。だから、この時点で是正が行われたと理解してよいですか。

【樽見年金管理審議官】 今日に至るところで、郷原委員長と何度か打ち合わせをさせていただいて、いろいろ問題点の御指摘もいただいて、御相談させていただいた結果、今日、このようになっているのは事実でございます。

【郷原委員長】 それから、もう1点は、先ほど審議官が言われた、これまでの国民の権利に重大な影響がある解釈変更等についての周知の在り方をきちんと改めて見直して検証して、どのように是正する必要があるのかということについても、併せて検討して、報告をするという話でしたが、それは具体的にいつまでに報告してもらえますか。

【樽見年金管理審議官】 この会の次回というところになろうと思いますので、時間は限られておりますけれども、我々としてはできる限り努力をしたいと思えます。

【郷原委員長】 次回にいきなり持って来られても、納得できるようなものかどうか分からないので、遅くとも3、4日前までには持ってきてもらわないと間に合わないですね。

【樽見年金管理審議官】 そうしましたら、こちらの事務局とちょっと御相談をさせていただいて、進めたいと思えます。

【郷原委員長】 はい。他にいかがでしょうか。

【岸村委員】 ちょっと確認ですが、いわゆる不支給決定ではなくて、先ほど言ったように、却下ですね。要するに、書類をお返ししてしまったケースについては、1回受けたという痕跡も事務所には残らないのでしょうか。

【向山年金給付部長】 通常は、書類不備というようなこと、あるいは要件に合致していないということで審査に至らないということでございますので、記録としては残していないケースが多かろうと思います。

【岸村委員】 そうすると、委員長がおっしゃったように、やはり漏れてしまった人、この諦めてしまっている人についてはどうするかということは相当真剣に考えないと。市町村も恐らく同じですので、今度、また解釈を元に戻しますよとなると、あの人、誰だっけなというのが非常に悩ましい問題で浮上しますので、広報というのは非常に重要だと思うのですけれども。

【薄井副理事長】 個別の申請書類自体はそうですけど、相談にいらっしゃったという形での記録は何らかの格好で持っておりますので、もちろんかなり相当数の方がいらっしゃいますから、悉皆で見えるかという部分はございますけど、このような問題事例は、24年からですから、そういう中で分かる方についてはお知らせする。それから、おっしゃられたように、一般広報も併せてやっていくと、こういうことであろうと思っています。

【岸村委員】 はい。

【村岡委員】 1点だけ、再確認させていただきたいのですが、今後は、これは内部取扱いに準拠しており、内部取扱いは見せられませんから、情報開示請求をして下さいという応答はないと理解してよろしいですか。

【薄井副理事長】 私どもの中で取り扱っている、例えば事業所調査をするというときに、このようなやり方でやりましょうとか、そういうものは、やはり内部の取扱いですから、お示しできないものもありますけれども、今、申し上げたような……。

【村岡委員】 いや、今言っているのは、お客さんである国民との間の約束という意味です。

【薄井副理事長】 権利義務に影響するようなもの、疑義照会等ですね、そのようなものはホームページで、なかなか分かりにくいかもわかりませんが、お示ししていくようにしたいと考えております。

【郷原委員長】 それではよろしいでしょうか。

それでは、時間も過ぎましたので、これで第5回年金業務監視委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。